

更 正 決 定

原告 国

被告 Y

上記当事者間の平成●●年（〇〇）第●●号差押債権取立請求事件について、当裁判所が平成２２年８月１７日に言渡した判決の判決書の記載に明白な誤謬があったので、職権により次のとおり決定する。

主 文

判決書の１頁２行目、事件番号の表示が、「平成●●年（〇〇）第●●号」とあるのを、「平成●●年（〇〇）第●●号」と更正する。

平成２２年８月１９日

長野地方裁判所民事部

裁判官 山本剛史

平成 22 年 8 月 17 日判決言渡同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 差押債権取立請求事件

口頭弁論終結の日 平成 22 年 7 月 7 日

判	決
原告	国
被告	Y

主 文

- 1 被告は、原告に対し、655万2972円及びこれに対する平成18年4月18日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、訴外有限会社A（以下「訴外会社」という。）に対して租税債権を有する原告が、訴外会社が被告に対して有する敷金返還請求権を差し押さえたことにより国税徴収法67条1項に基づき敷金返還請求権の取立権を取得したと主張して、被告に対し、敷金返還請求権の額655万2972円及びこれに対する被告が訴外会社に敷金を返還した日の翌日である平成18年4月18日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

第3 判断

1 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる（争いがない事実を含む。）。

（1）ア 原告は、訴外会社に対し、平成17年10月26日現在、別紙租税債権目録1記載のとおり、既に納期限を経過した348万6910円の租税債権（以下「本件租税債権」という。）を有していた（甲1）。

イ 原告は、訴外会社に対し、平成22年1月15日現在、新たに納期限を経過し発生した租税債権を加え、別紙租税債権目録2記載のとおり、544万8010円の租税債権を有していたが（甲2）、同租税債権額について、同月16日以降、国税通則法所定の延滞税が加算された額の全額が未納となっている（弁論の全趣旨）。

（2）ア 訴外会社と被告とは、平成14年12月9日、被告が所有する別紙物件目録記載の建物のうち1階部分52.45平方メートル（以下「本件物件」という。）についての建物賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結した（争いがない）。

イ 訴外会社は、平成14年12月9日、本件賃貸借契約5条1項及び8条1項に基づき、敷金として1000万円（以下「本件敷金」という。）を、本件物件の賃貸を仲介している訴外株式会社B（以下「B」という。）を経由して、被告に預け入れた（争いがない。）。

（3） 原告は、本件租税債権を徴収するため、平成17年10月26日、国税徴収法62条1項に基づき、訴外会社が被告に対して有する本件敷金の返還請求権を差し押さえ（以下「本件差押え」という。）、同年11月4日、債権差押通知書（以下「本件通知書」という。）を被告に送達した（甲5、6、9）。

なお、被告は、本件通知書を受け取っていないと主張するが、証拠（甲6、9）によれば、本件通知書が被告に郵便物として配達されていることが明らかである。

(4) ア 訴外会社は、平成17年10月30日、被告に対し、本件賃貸借契約を解約する旨を口頭で申し入れ、遅くとも平成18年2月28日には本件物件を被告に明け渡した（争いがない）。

イ 被告は、平成18年4月17日、Bを介して、訴外会社に対し、本件敷金として預け入れた1000万円から、敷金の消却100万円、賃料債務165万円、内装解体費45万円、看板等撤去費12万円、水道料19万8528円及び消費税2万8500円の合計344万7028円を控除した655万2972円を返還することを申し入れ、これによって本件敷金の返還請求権の額は655万2972円に確定（以下「本件債権」という。）した（争いがない）。

ウ 被告は、平成18年4月17日、Bを介して、訴外会社に対し、本件債権655万2972円を払い渡した（争いがない）。

2 上記に認定した事実に基づき判断する。

(1) 国税徴収法62条1項は「債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行ふ。」と規定しているところ、書類の送達については、書類が相手方の了知し得べき状態に置かれたときにその効力が生じると解するのが相当である。

そして、上記1(3)に認定のとおり、本件通知書は平成17年11月4日に被告の住所に郵便物として配達されているのであるから、被告が了知し得べき状態に置かれたものということができ、被告が現実には本件通知書の存在を了知したか否かにかかわらず、本件通知書については被告に対する送達の効力が生じたものというべきである。

(2) また、第三債務者はその債務の履行を禁じられている（国税徴収法62条2項）ところ、第三債務者に債権差押通知書が送達された後に、第三債務者が滞納者に対して被差押債務を履行しても、その履行を差押債権者である国に対抗することができないと解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件通知書が第三債務者である被告に送達されたのは平成17年11月4日であり、被告が本件債権の履行をしたのは平成18年4月17日であるから、被告が滞納者に対して被差押債務を履行したのは被告に債権差押通知書（本件通知書）が送達された後であるから、被告はその履行を差押債権者である国に対抗することができないというべきである。

（3）さらに、本件租税債権の額は348万6910円であるが、「徴収職員は、債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さえないといけない。」（国税徴収法63条本文）ものであるから、本件差押えの効力は本件債権の全額に及ぶものである。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条を、仮執行の宣言について同法259条1項を適用して、主文のとおり判決する。

長野地方裁判所民事部

裁判官 山本剛史